



日本弁理士会中央知的財産研究所は、平成8年度から活動を開始し、本年で30年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」をテーマとした研究報告書を「別冊パテント第31号」として発行する運びとなりました。

IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータ等の技術を活用して、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、すなわち「Society 5.0」を目指すことが、我が国の政策目標とされ、その実現に向けた各種施策が講じられています。そのような中、知的財産に関連する諸制度については、技術の進展に応じた新たな課題に対応するのみならず、Society 5.0 の実現に積極的に貢献する新しい制度や運用を構築することが求められています。当研究所においては、このような問題意識に立って、同様のテーマで研究を行いましたが、その頃には予想もできなかった COVID-19 の世界的感染が結果的に社会のデジタル化を加速的に進め、また、メタバースや生成 AI などの分野が急速に発展し、知的財産分野においても、新たな課題の創出、あるいは課題の急速な具体化につながっています。そこで、このような社会の状況の進展を踏まえて更なる検討を行いました。今回の研究成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

また、令和6年2月27日に第21回公開フォーラム「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」をハイブリッド形式で開催しました。その内容も掲載していますので、こちらも皆様の研究や実務の一助になれば幸いです。

当研究所は、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、鈴木将文主任研究員をはじめ本研究部会の研究員の方々に感謝を申し上げます。また、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂いた一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様にも、この紙面を借りて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所長 中村 仁